

川崎市ウェルフェアテクノロジーフォーラムの運営に関する要綱

（目的）

第1条 川崎市ウェルフェアテクノロジーフォーラム（以下、「フォーラム」という。）は、地域包括ケアシステム実現に向け福祉の課題を産業の力で解決する「ケアイノベーション」を推進するため、企業、市民、福祉事業者、大学、金融機関等の多様な主体により構成し、構成員相互の連携により、将来的な福祉課題を解決する新たな製品・サービスを創出・活用に取り組むとともに、「Kawasaki Welfare Technology Lab（以下「ウェルテック」という。）」を核とした支援を通じ、市内企業の福祉産業分野への参入や市外の福祉産業分野企業の市内への立地誘導を促し、福祉製品・サービスの開発・改良を促進することを目的とする。

（構成員）

第2条 フォーラムは、第1条の目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員とは、企業、市民、福祉事業者、大学、金融機関等であつて、参画申込に対して本市が登録を認める者をいう。

（会員）

第3条 フォーラムの会員になろうとするものは、別に定める参画申込書を事務局宛て提出し、本市が登録を認めることで、会員資格を得るものとする。なお、本要綱施行前に参画申込書を事務局宛てに提出した企業等は、引き続き会員として扱うものとする。

（退会）

第4条 会員は、退会しようとする場合は、その旨を書面により、事務局に届け出なければならない。

2 事務局の長は、会員にフォーラムの趣旨や方針に反するとみなされる行為等があった場合には、退会させることができる。

（会費）

第5条 フォーラムの会費については、無料とする。

（事務局）

第6条 フォーラムの事務局を川崎市経済労働局に置く。

2 事務局は、フォーラムの運営に必要な機能を担う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局の長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年３月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年５月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年８月１７日から施行する。